○**法務省告示第六百二十五号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月七日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表株式会社竜製作所の項中「電気機器組立て、機械加工」の下に「、仕上げ」を加える。

○**法務省告示第六百二十六号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年十一月六日法務省告示第五百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月七日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

秋田プリマ食品株式会社	秋田県由利本荘市石脇字赤穴一番地	惣菜製造業

○**法務省告示第六百二十七号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月七日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

五島冷熱株式会社	北海道札幌市白石区中央一条五丁目六番十四号	冷凍空気調和機器施工

○**外務省告示第四百六十二号**

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十八年十二月七日

外務大臣　岸田　文雄

記

一　ロシア連邦大使館周辺地域

期間	地域
平成二十八年十二月十八日から平成二十九年十二月十七日まで	東京都港区麻布台一丁目 麻布台二丁目 麻布台三丁目 麻布狸穴町 麻布永坂町 東麻布一丁目（一番から二十九番まで） 東麻布二丁目（一番から三十三番まで）

二　ロシア連邦通商代表部周辺地域

期間	地域
平成二十八年十二月十八日から平成二十九年十二月十七日まで	東京都港区高輪三丁目（九番から十三番まで） 高輪四丁目 東京都品川区北品川六丁目 東五反田三丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、国道一号線（桜田通り）、都道環状六号線及び国道十五号線（第一京浜国道）の部分を除く。

三　在札幌ロシア連邦総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十八年十二月十八日から平成二十九年十二月十七日まで	北海道札幌市中央区南十二条西九丁目 南十二条西十丁目 南十二条西十一丁目 南十二条西十二丁目 南十二条西十三丁目 南十二条西十四丁目 南十三条西九丁目 南十三条西十丁目 南十三条西十一丁目 南十三条西十二丁目 南十三条西十三丁目 南十三条西十四丁目 南十四条西九丁目 南十四条西十丁目 南十四条西十一丁目 南十四条西十二丁目 南十四条西十三丁目 南十四条西十四丁目 南十五条西九丁目 南十五条西十丁目 南十五条西十一丁目 南十五条西十二丁目 南十五条西十三丁目 南十五条西十四丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、国道一号線（桜田通り）、都道環状六号線及び国道十五号線（第一京浜国道）の部分を除く。

四　在大阪ロシア連邦総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十八年十二月十八日から平成二十九年十二月十七日まで	大阪府豊中市西緑丘一丁目 西緑丘二丁目（一番から六番まで及び八番） 少路一丁目（主要地方道大阪中央環状線、高速国道中国縦貫自動車道及び村町橋の部分を除く。） 少路二丁目 桜の町七丁目（五番から十一番まで） 向丘一丁目 向丘二丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、主要地方道大阪中央環状線、高速国道中国縦貫自動車道及び村町橋の部分を除く。